

さいたま市告示第219号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、荒川左岸南部流域関連さいたま公共下水道事業計画および中川流域関連さいたま公共下水道事業計画を変更することについて、事業計画の変更案を作成したので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までにさいたま市に意見書を提出することができる。

令和8年2月4日

さいたま市長 清水勇人

1 計画の名称

- (1) 荒川左岸南部流域関連さいたま公共下水道事業計画
- (2) 中川流域関連さいたま公共下水道事業計画

2 縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間 令和8年2月4日（水）から令和8年2月18日（水）
(土・日曜日、祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 縦覧場所 建設局下水道部下水道計画課

3 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記2(1)の縦覧期間満了の日までに、上記2(2)の場所に提出してください。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道計画課計画第1係
- (2) 電話 048（829）1566